

町税の納税は便利で確実な口座振替で

口座振替にすると納付のたびに金融機関や役場に出かける手間が省け、納め忘れの心配もありません。

振替できる税目は

- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

お申込みは

納税通知書につづつてある口座振替依頼書、または町内の取扱金融機関窓口や役場に用意してある口座振替依頼書で行ってください。

口座振替依頼書に必要事項を記入押印（通帳印）のうえ、取扱金融機関窓口へ直接申し込みいただくか、税務課に送付してください。

なお、すでに、一部の税目を口座振替しているかたで、新たに他の税目を口座振替する場合は、改めて口座振替の申し込みを行う必要があります。

取扱金融機関は

- 埼玉りそな銀行本・支店
- りそな銀行本・支店
- 足利銀行本・支店
- 埼玉縣信用金庫本・支店
- 武蔵野銀行本・支店
- 南彩農業協同組合本・支店
- 三井住友銀行本・支店
- 三菱東京UFJ銀行本・支店
- 中央労働金庫本・支店
- 郵便局

振替開始の時期は

申し込みをしてから、おおむね1か月から1か月半程度を要します。手続きが完了しだい、口座振替開始通知でお知らせします。

振替日は

納期限の日です。なお、一括納付（全納の取り扱い）はできませんのでご了承ください。

振替済通知書は

すべての納期が振替完了後、口座振替済通知書を送付します。ただし、国民健康保険税は、1月と4月に分けて送付します。

その他

次のようなときは、ご利用の金融機関へお届けください。

- 口座名義人が死亡したとき
- 口座振替を廃止するとき
- 口座名義人や振替口座を変更するとき

問合せ

税務課徴収管理係 内線1226・1227・1228



国民年金保険料の納付は口座振替がお得です お申し込みはお早めに！

国民年金保険料の納付を口座振替にすると、一度手続きをするだけで、あとは自動的に指定した口座から引き落とされ、毎月金融機関を訪ねる手間と時間が省けて、とても便利です。

また、口座振替では、次のようなお得な納付方法があります。ぜひご利用ください。

毎月納付の「早割」

各月の保険料を当月末に振替すると、毎月50円（平成18年度額）の割引が受けられます。納付書で毎月、当月末までに納めても「早割」にはなりません。口座振替だけのお得な納付方法です。

まとめて納める「前納」

1年分あるいは6か月分の保険料を決められた期限までに一括で納める方法で、保険料の割引が受けられます。納付書で前納することもできますが、口座振替で前納をするほうが納付書より割引額が大きくなります。

口座振替での前納は、次の2種類あります。これら以外の年度途中からの前納はできません。

- 1年前納：4月分～翌年3月分を4月末日に振替
- 6か月前納：4月分～9月分を4月末日に振替、10月分～

手続きは簡単・無料です

次のものを用意して、金融機関、郵便局または社会保険事務所窓口でお申し込みください。

- ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や送付された納付書等）
- ・預（貯）金通帳
- ・通帳届出印
- ・口座振替依頼書（金融機関窓口）に備え付けてあるほか、社会保険庁からお送りしている納付案内書につづられています

平成19年度（4月分）から「前納」をご希望の場合は、2月末日までにお申し込みください。

振替予定日が休日の場合は、翌月の最初の金融機関営業日に振替となります。

前納したかたが年度の途中で厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料をお返します。

問合せ

春日部社会保険事務所
☎048(737)7111